

最高裁総三第●●号

令和7年●月●日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局総務局長

首席書記官等協議会の開催について（通達）

標記の協議会については、別紙の要領のとおり開催してください。

なお、この協議会には最高裁判所の係官が出席する予定ですから、令和●年●月●日までに開催期日を通知し、実施要領及び協議員名簿を送付してください。

おって、地方裁判所長及び家庭裁判所長に対しては、この通達の趣旨を別途通知しました。

(別紙)

首席書記官等協議会の開催要領

- 1 主催 次により共催
  - (1) 福岡、札幌各高等裁判所
  - (2) 大阪、仙台各高等裁判所
  - (3) 東京、高松各高等裁判所
  - (4) 名古屋、広島各高等裁判所
- 2 期日 令和8年1月又は2月中の1日
- 3 開催方法 ウェブ会議の方法による。なお、高等裁判所の首席書記官は、共催庁の協議により、共催高等裁判所のいずれかに参集しても差し支えない。
- 4 協議事項 書記官事務について、首席書記官として考慮すべき事項等
- 5 協議員
  - (1) 各高等裁判所の民事首席書記官及び刑事首席書記官
  - (2) 各地方裁判所の民事首席書記官、刑事首席書記官及び首席書記官
  - (3) 各家庭裁判所の家事首席書記官、少年首席書記官及び首席書記官
  - (4) 各高等裁判所管内の地方裁判所の民事事件を担当する裁判官  
1人
  - (5) 各高等裁判所管内の地方裁判所の刑事事件を担当する裁判官  
1人